

# 仕 様 書

## I. 委託概要

1. 委託名称 千葉市療育センター食器洗浄機更新委託
2. 履行場所 千葉市美浜区高浜4丁目8番3号（千葉市療育センター）
3. 委託目的・内容 千葉市療育センターにて、食器洗浄機に不具合が生じており、メーカーからは主要部品の供給が終了しており、修理対応ができない旨の通知を受けているため、これを撤去し、新しい食器洗浄機と交換する。
4. 委託期間 契約締結日の翌日から令和3年3月20日（土）まで
5. 進行管理 契約締結後速やかに、本委託に係る工程表を障害福祉サービス課に提出すること。また、進捗状況を随時、障害福祉サービス課に連絡すること。

## II. 委託仕様書

- (1) 本委託業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、安全管理には十分注意すること。  
なお、申請手続き等が必要な場合は受注者が代行すること。
- (2) 現状設置されている食器洗浄機について、本体、部品その他不要な物が出た際は廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他廃棄物に関する法令等に基づき、適正処理（収集・保管・搬送・中間処理）を行い、最終処分までの業務を受託者自らの責任をもって行い、不要物が適切に処分されたことが分かる書類（マニフェストの写し、搬出時写真、処分場搬入時写真等）を市担当者に提出すること。
- (3) 本市では、千葉市環境マネジメントシステム（C-EMS）を運用し、省資源・省エネルギーの推進、3R（発生抑制、再使用、再生利用）活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取組みを行っていることから、本委託の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。
- (4) 本委託業務の実施にあたり、施設運営に支障のないよう、工程管理を行うこと。
- (5) 作業は土曜日、日曜日又は祝日の9時～17時までの間に行うこと。
- (6) 本委託業務中に既存建造物等を破損した場合や事故損害等が生じた場合には、発注者に報告の上、速やかに原形復旧しなければならない。なお、これらに要する費用は受注者の負担とする。
- (7) 本委託業務の着手前と完了後の比較ができるよう、現地の写真を撮影すること。
- (8) 本委託業務の完了後に不備等が発見された場合、もしくは支障が生じた場合には受注者は速やかに是正しなければならない。なお、これらに要する費用は受注者の負担とする。
- (9) 契約書及びこの仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、別途協議して定めるものとする。
- (10) 工事用水・電力は、構内既存の施設を利用できる（無償）
- (11) 委託実施中に問題が生じた場合は、発注者の指示を仰ぐこと。本仕様書の内容に疑

義が発注者と協議し、誠意をもって対応すること。

Ⅲ. 数量内訳

別紙1のとおり

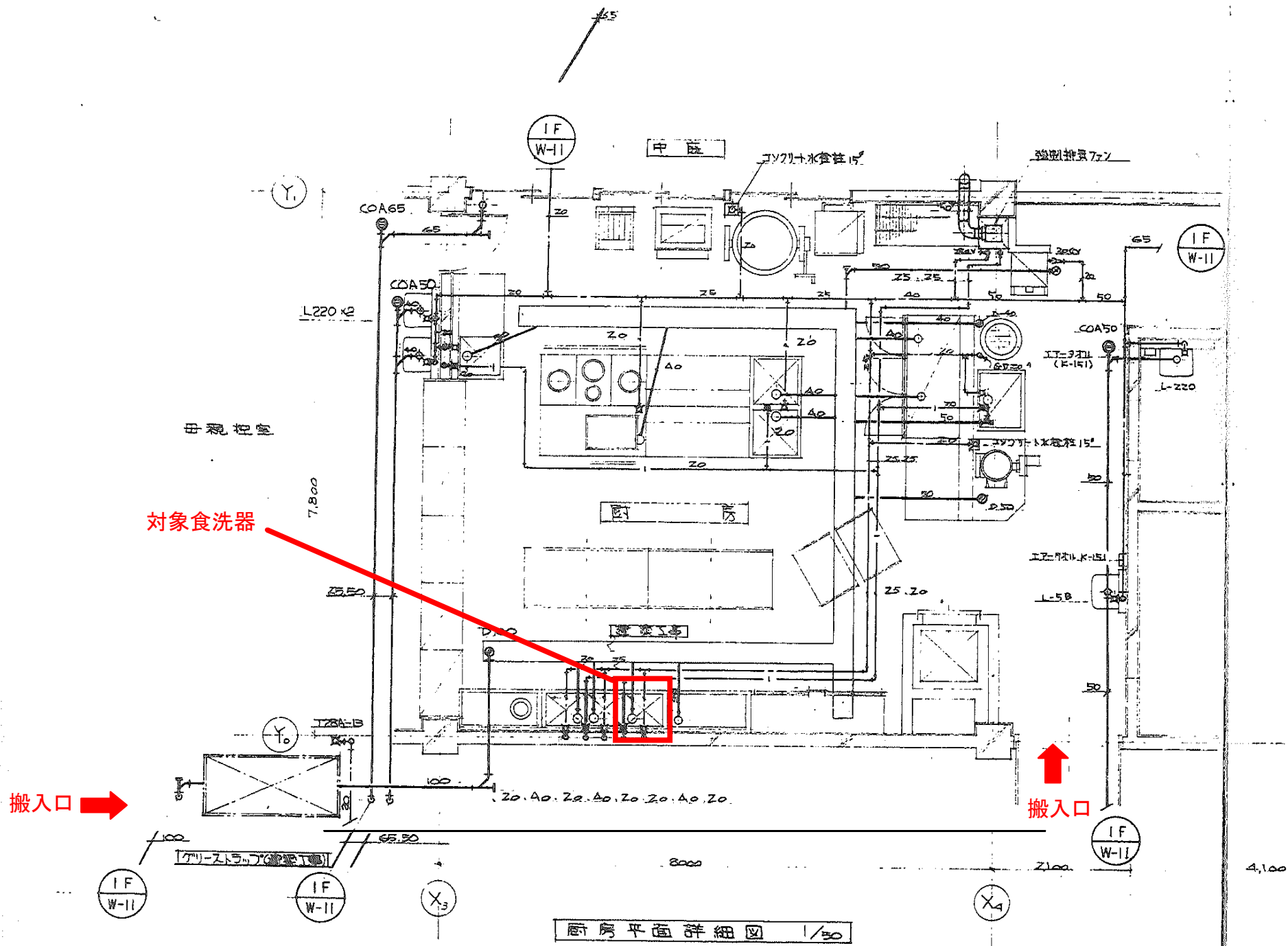
Ⅳ. 食器洗浄機設置場所

別紙2のとおり

## 数量内訳書

別紙1

名称	規格	数量	単位
食器洗浄機	日本洗浄機(株)製 SD113 GSHB-LB(ブースター左側タイプ) ガス式:13A 三相200V 50Hz 消費電力1.0kw  又はこれと同等のもの  同等品での入札を行う場合には、事前に障害福祉サービス課へ申請すること。	1	台
ガス接続費		1	式
給排水接続費		1	式
搬入設置組立費		1	式
既存品撤去費		1	式
諸経費		1	式



対象食洗器

搬入口

搬入口

厨房平面詳細図 1/30